

件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例			
主管課	人事課			
根拠法令等				
【改正の概要】				
人事委員会勧告を実施するための職員の諸手当の改定				
1 扶養手当の改定（国準拠）				
3人目以降の子等の支給月額の上上げ				
	扶養親族である 配偶者	扶養親族である子等		
		1人目	2人目	3人目以降
現行	13,000円	6,000円	6,000円	5,000円
改定後	13,000円	6,000円	6,000円	6,000円
2 管理職手当の定額化（国準拠）				
管理職員の職務・職責を端的に反映できるようにするため、定率制から定額制に変更 管理又は監督の地位にある職員の職にある者の属する職務の級における最高の号級の 給料月額の100分の25を超えない範囲内				
				↓ 追加
3 特勤手当の改定				
支給割合の上限の引下げ（へき地手当との均衡を図る。）				
改正後		改正前		
給料及び扶養手当の月額合計額の 100分の21を超えない範囲内で人事委 員会規則で定める。		給料及び扶養手当の月額合計額の 100分の25をこえない範囲内で人事委 員会規則で定める。		
4 （附則）職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、職員の修学部分休業に関する 条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正				
2の管理職手当の定額化に伴う規定整備				
施行日	平成19年4月1日			
【その他参考事項】				
給料及び期末・勤勉手当 据置き				
・月例給	民間給与（400,205円）	県職員給与（400,292円）	差額	月額 87円
・特別級	民間支給割合（4.47月分）	県職員支給割合（4.45月分）	おおむね均衡	